

工賃支払要綱

文書番号	要綱 01
改訂版数	第 1 版

第1版制定日	2017年12月 1日
改訂日	年 月 日

就労継続支援B型事業所 ファームなかた
〒265-0043 千葉県若葉区中田町2385-50 ☎043(228)0770
特定非営利活動法人 ヘルスマネジメントあおぞら

ファームなかた（就労継続支援B型）工賃支払要綱

（目的）

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人ヘルスマネジメントあおぞら（以下「事業者」という。）が運営する「ファームなかた」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定就労継続支援B型事業の利用者に対し支給する工賃について、必要な事項を定めるものとする。

（工賃の支払方法）

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、領収書に本人の捺印後、事業所に提出することで確認する。ただし、本人が領収書に捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。

（1月当たりの賃金の算定方法）

第3条 運営規程第12条の規定に基づき支払う1月の工賃は、その月の就労すべき日数を実際に就労した日数を除した日数に、同条第1項に規定する工賃を乗じた額とする。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第4条 工賃は、毎月1回、1日から末日までの分を翌月25日に支払う。ただし、支給日がサービス提供日以外の日に当たる場合は、その前日のサービス提供日に支払う。また、サービス提供日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他のサービス提供日に繰り延べることがある。

（工賃計算の単位）

第5条 工賃の計算単位は、円とし、円未満の場合は切り捨てる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、工賃に関する事項は、事業者と事業所が協議し定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。